

前回の推薦書からの変更点に関する整理表

資料2-3

	前回の推薦書	イコモスの指摘	世界遺産委員会の指摘	今回の改定推薦書
推薦資産名	平泉 -浄土思想を基調とする文化的景観			平泉 -仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群-
資産の概念／推薦の方法	9つの構成資産とその緩衝地帯を含め、「文化的景観」として推薦した。	文化的景観として推薦されているにもかかわらず、推薦資産は、全体の景観、あるいはさらに構成資産間の空間的結合というよりも、個々の要素に限定されている。 緩衝地帯が、構成資産間の繋がり・一連性をもたらしている。そのため、連続性のある推薦資産は、文化的景観であるとは言い難い。		6つの構成資産から成る記念工作物・遺跡として推薦し、「文化的景観」に基づく主題設定を行わないこととする。
資産の主題	平泉は、12世紀に、奥州藤原氏により浄土思想を基調として完成した日本の北方領域における政治・行政上の拠点である。 特に平泉では、自然の地形を存分に活かしつつ、浄土思想に基づき完成された政治・行政上の諸施設とその周辺の農村が比較的小規模な空間に濃密に展開し、総じて浄土思想に関連する良好で優秀な文化的景観が形成された。	緩衝地帯が多様な個々の遺跡間の繋がり・一連性をもたらすものであるにもかかわらず、それは実際にそれらの繋がりや分断している現代の平泉の建築空間及び主要道路等をも包含している。 したがって、緩衝地帯の多くの部分を推薦資産の範囲に取り込むのは困難であろう。		平泉は、日本の仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された「政治・行政上の拠点」である。 特に、建築・庭園とその考古学的遺跡、及び関連遺産群は、日本の自然崇拜思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれて興隆した極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の表現を目的として創造された他に類例を見ない顕著な事例。

	前回の推薦書	イコモスの指摘	世界遺産委員会の指摘	今回の改定推薦書
評価基準の適用	評価基準(iii)、(iv)、(v)、(vi)の適用を提示した。	提示された評価基準及び顕著な普遍的価値については、証明しきれていない。 ただし、評価基準(ii)が適用できる可能性がある。		評価基準(ii)に加え、評価基準(iv)、(vi)の適用を提示する。
評価基準(ii)	提示しなかった。	締約国から提示されてはいないが、評価基準ii)による評価が求められる。 平泉の都市計画、寺院と浄土庭園の配置は、アジア大陸から仏教思想とともにもたらされた造園思想が、どのようにして日本古代の自然崇拝や神道を基礎に進化をとげ、日本固有の計画及び庭園意匠の思想へと発展したのかについて、さらなる根拠が示されれば、推薦資産の一部について評価基準ii)の証明は可能かも知れない。平泉は他の都市、特に寺院のうちのひとつが中尊寺に基づくものであった鎌倉に影響を及ぼした。 評価基準ii)は、推薦資産の一部分、とりわけ荘園、城塞の可能性のある白鳥館遺跡、寺院跡である長者ヶ原廃寺には適用できないと考えられる。すべての構成資産が景観設計において浄土思想を代表するものとして示されたとは考えられない。		平泉の仏堂・浄土庭園群とそれらの考古学的遺跡、及び関連の遺跡群は、6世紀に中国・朝鮮半島から伝来し、日本古来の自然崇拝思想と融合しつつ、12世紀にかけて独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教、その中でも特に興隆した浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の空間的表現を目指して創造された顕著な事例である。 それらは、仏教とともに受容した伽藍造営の理念及び意匠・技術のみならず、同時に受容した外来の作庭思想と古来の水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術との融合を出発点として、それに後続して成立・発展を遂げた日本独特の仏堂・浄土庭園の理念及び意匠・技術の伝播の過程を証明している。したがって、それらは東アジア地域における建築・庭園の意匠・設計に関する人類の価値観の重要な交流を示している。

	前回の推薦書	イコモスの指摘	世界遺産委員会の指摘	今回の改定推薦書
評価基準(iii)	<p>奥州藤原氏は11世紀末期から12世紀にかけての約100年の間に、水陸交通の要衝であった平泉において、変化に富んだ自然の地形を存分に活かしつつ、浄土思想に基づき 独特の政治・行政上の拠点を完成させた。その基盤には、周辺地域における豊かな産金をはじめ、東南アジアから中国・沿海州及び北方海域にわたって広範囲に展開した文物の交流と、その結果蓄積した莫大な財力があつた。奥州藤原氏の滅亡により、平泉は日本の北方領域における政治・行政上の拠点としての機能を停止し、その後の開発による大規模な変容を受けることなく、往時の様相を語る上で不可欠の諸要素を良好な状態で遺存させた。それらは、浄土思想に基づき自然と一体となって完成した政治・行政上の拠点とその周辺地域が織り成す極めて良好で優秀な文化的景観を構成している。</p>	<p>この評価基準については、証明しきれていない。 平泉の全体としての配置と浄土庭園群との間における浄土思想との関連性は、通常、評価基準iii)が適用される意味における「文化的伝統」を完全に構成してはいない。浄土思想の教義による平泉の発展・展開については、評価基準ii)の下に考慮することが、より適当か。</p>		提案しないこととする。
評価基準(iv)	<p>平泉には、日本独特の意匠・技術を用いて浄土の世界を表現した寺院建築や庭園など、傑出した空間造形の作品群が生まれた。</p> <p>特に中尊寺金色堂は、広く国内外との交流により収集された材料の下に、蒔絵・螺鈿など日本の高度な漆芸・金工技術を用いて完成された装飾の粋を成す建築であり、ミイラとなった奥州藤原氏初代～三代(清衡・基衡・秀衡)の遺体と四代(泰衡)の首級を今もなお納めるなど、12世紀の浄土教建築のなかでも最も優れた意匠と精神上の特質を持つ作品である。</p> <p>また、毛越寺庭園をはじめとする一群の浄土庭園は、いずれも11世紀から12世紀にかけて流行した末法思想を背景として、周囲の自然地形との緊密な関係の下に、様々な浄土の姿を表現した空間造形の傑作であり、同種の庭園の中でも最高に発展した様式を含むのみならず、その歴史的な発展の過程を明瞭に示す点においても、他に類例を見ない顕著な価値を持っている。</p>	<p>この評価基準については、証明しきれていない。 締約国による評価基準iv)の証明は、評価基準ii)の証明の一部を成すものであると考えられる。平泉の景観が人類の歴史における重要な段階をどのように表しているのかが示されていないため、評価基準iv)には該当しない。</p>		<p>構成資産の中でも、仏堂及び一群の庭園は仏国土(浄土)を空間的に表現しようとした優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡をも含め、世界の他地域において類例を見ることのできない12世紀日本の建築・庭園の顕著な事例である。</p> <p>したがって、それらは建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。</p>

	前回の推薦書	イコモスの指摘	世界遺産委員会の指摘	今回の改定推薦書
評価基準(v)	<p>平泉の周辺地域に当たる骨寺村では、中尊寺経蔵別当領の荘園が置かれて以来、小盆地に水田耕作と農家・寺社が孤立分散する村落の居住の形態が、近世・近代を通じて大きな変化を受けることなく緩やかな発展を遂げ、極めて良好な文化的景観として継承された。土地利用の基本形態や景観の特質を示す諸要素は、14世紀に描かれた絵図との照合が可能であり、世界的に見ても比類のない価値を持つ。</p>	<p>この評価基準については、証明しきれていない。 評価基準(v)は、推薦資産の一部よりも、むしろ全体に適用する必要がある場合に、証明すべきものである。さらに、何故、荘園(農村景観)が人間とその環境の相互作用の例外的な事例と見なせるのかを表していない以上、基準(v)を荘園(農村景観)に対して証明できるとはいえない。また、この地域は、中尊寺経蔵に関係してはいるが、その配置と計画に浄土思想の影響を反映していない。</p>		<p>提案しないこととする。</p>
評価基準(vi)	<p>平泉が日本の北方領域における政治・行政上の拠点として形成される過程で、その精神的基調を成したのは浄土思想であり、平泉文化の重要な核心を担った。 また、奥州藤原氏四代の遺体及び首級がミイラとなって納められている中尊寺金色堂は、平泉の政治・行政上の拠点形成における精神上的の起点となったのみならず、現在においてもなお地域住民の精神的な拠り所となっている。 加えて、平泉の文化的伝統は、毛越寺の延年や中尊寺の神事能などの宗教儀礼・行事をはじめ、奥州藤原氏や源義経などに関する多くの伝承、文学・芸術作品を通じて、後世の日本人の精神構造に多大な影響を与え、今日においても確実に継承されている。</p>	<p>この評価基準については、証明しきれていない。 国家的な重要性を広く越えるものであることを示すために、平泉と浄土思想との関連性を文献資料によって示すことが必要である。</p>		<p>平泉が造営される過程で重要な意義を担ったのは、日本固有の自然崇拜思想とも融合しつつ、独特の展開を遂げた日本の仏教であり、その中でも末法の世が近づくにつれて興隆した極楽浄土信仰を中心とする日本の浄土思想である。それらは、12世紀における日本人の死生観を醸成する上で重要な役割を果たし、世界の他の地域において類例を見ない仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園群などの理念、意匠・形態へと直接的に反映した。さらに、それらは宗教儀礼や民俗芸能等の無形の諸要素として、今日においてもなお確実に継承されている。 したがって、平泉の仏堂・浄土庭園及び考古学的遺跡群の有形的な側面に関連する信仰、思想、伝統は、顕著な普遍的意義を持っている。</p>

	前回の推薦書	イコモスの指摘	世界遺産委員会の指摘	今回の改定推薦書
構成資産		主要寺院や浄土庭園群など、設計計画や方位に浄土思想の影響が表れている部分のみを含めるために、できるなら現時点で修復されていない2庭園*のさらなる(修復)作業の後に、推薦資産の境界線の改定について考慮すること。	景観の価値を持つ諸要素を含めるために、推薦資産の境界線の改定について考慮すること。	構成資産数を9つから6つへ絞り込んだ。 また、「観自在王院跡」については、旧推薦書では「毛越寺」に含まれていたが、改定推薦書ではその性質の観点から独立した構成資産として取り扱うこととした。 地下に埋蔵され、現地形として残存している2庭園については、現時点における考古学的調査の成果に基づき価値が高いことから、推薦資産の範囲に含めた。 さらに、この2庭園の修復・整備の方針・手法・実施時期等については、整備計画及びアクション・プランにおいて明示した。
	1. 中尊寺			1. 中尊寺
	2. 毛越寺			2. 毛越寺
	3. 無量光院跡			3. 観自在王院跡
	4. 金鷄山			4. 無量光院跡
	5. 柳之御所遺跡			5. 金鷄山
	6. 達谷窟			6. 柳之御所遺跡
	7. 白鳥館遺跡			
	8. 長者ヶ原廃寺跡			
9. 骨寺村荘園遺跡と農村景観				
資産の面積	551. 1ha			187. 0 ha
緩衝地帯の面積	8213. 1ha			5, 998. 0 ha

	前回の推薦書	イコモスの指摘	世界遺産委員会の指摘	今回の改定推薦書
比較研究	<p>世界遺産一覧表に既に記載されている遺産及び他国の暫定一覧表記載の資産の中から、「政治・行政上の拠点」である同種の資産を対象として、①資産の時代(12世紀)、②浄土思想を基調とする文化的景観の2つの観点から比較研究を行った。</p>	<p>現時点での推薦資産は、浄土思想の道義を全体として反映していない。一群の浄土庭園と中尊寺などの一定の要素は、それを反映していると言える。推薦資産のより限定したこれらの側面については、それらの独特の性質の観点から、顕著な普遍的価値を証明するために、さらなる比較研究が必要である。</p>	<p>中国・韓国の事例を含め、特に庭園のためのさらなる比較研究を提示すること。</p>	<p>2009年5月19日～21日に、奈良文化財研究所との共催の下に、「東アジアの理想郷と庭園に関する研究会」を開催した。 本研究会には、中国・韓国両国のイコモス国内委員会から派遣された専門家及び国内の関連分野の専門家が参加し、「浄土庭園」の伝播の系譜、理念、意匠・技術面における各国の違い等について議論を行った。 その結果、「浄土庭園」が盛行したのは日本だけであることが明らかとなった。 その結論を調査研究書にまとめ、推薦書に添付した。</p>
管理計画	<p>管理計画は十分機能しているものとして提示したが、構成資産間の視覚的な繋がり及び資産全体との関係性に関する指標などを含むものとはなっていなかった。</p>	<p>さらなる推薦に際しては、十分に機能している管理計画、視覚的な繋がり及び資産との関連性に関する知識を監視するための指標を含む適切な一群の指標を添付することが必要となるであろう。</p>	<p>さらなる推薦に際しては、十分に機能している管理計画、視覚的な繋がり及び資産との関連性に関する知識を監視するための指標を含む適切な一群の指標を添付することが必要となるであろう。</p>	<p>構成資産間の視覚的な繋がり、及びそれらと資産全体との関連性に関する知識を監視するため指標を含め、さらに実効性の高いものとするために、包括的保存管理計画を改定した。</p>